

告 示

埼玉県告示第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年六月二十七日から

令和四年七月二十六日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所妻沼行政センター

行田市役所